



裁判員制度

「法の日」週間行事

10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって正式に定められました。裁判所、検察庁、法務局、弁護士会及び法テラスでは、10月1日からの「法の日」週間を迎えるにあたり、次のとおり記念行事を共催で実施します。

無料法律相談

金銭・土地建物・交通事故・相続などの法律問題について、秋田弁護士会所属の弁護士がご相談に応じます。

- 開催日時：10月12日（水） 午前10時から午後3時30分まで
- 相談会場：秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン7階
（受付）くらしのサロン （会場）くらしの研修室
- 申込方法：本チラシの下部をご覧ください。直接「秋田地方裁判所」にお申込みください。（相談会場である「アトリオン」では受け付けておりませんのでご注意ください。）
- 申込定員：24名（予約制）

（共催）秋田地方・家庭裁判所、秋田弁護士会、法テラス秋田
（後援）秋田地方検察庁、秋田地方法務局

三庁見学ツアー

秋田地方・家庭裁判所、秋田地方検察庁及び秋田地方法務局の三庁を見学していただきます。見学では、各庁の役割や業務の説明などをいたします。裁判所では、裁判員裁判用法廷の見学や裁判官の法服を試着しての写真撮影などを予定しています。

- 開催日時：10月13日（木） 午後1時30分から午後4時頃まで
- 受付場所：秋田市山王七丁目1番1号 秋田地方裁判所5階
- 申込方法：本チラシの下部をご覧ください。
- 申込定員：40名（予約制）

（共催）秋田地方・家庭裁判所、秋田地方検察庁、秋田地方法務局
（後援）秋田弁護士会、法テラス秋田

● 申込方法

電話またはファクシミリでお申し込みください。ファクシミリの場合は、①申込みをされる行事名、②氏名、③人数、④連絡先を明記してください。

● 申込期間

9月26日（月）から10月7日（金）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

● 申込先 秋田地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

電話：018-824-3121（内線510） ファクシミリ：018-823-8849